

2025年度「第13回各務原元気まつり」 飲食出店要項

開催概要

○日 時 令和7年9月20日(土) ※小雨決行
イベント 午前12時～午後8時(午後7時～花火打ち上げ予定)

飲食販売 午前12時～**午後8時**

**販売時間は必ず厳守してください。午後8時を超えての販売が確認
できましたら次回以降はお断りさせていただきます。**

当日搬出 手運び(台車も可)：午後8時～9時
車搬入：午後9時～

※キッチンカーでの出店も可

※テントは各自手配で設営・撤去をお願いいたします。設置する
テントは必ず管轄保健所及び消防署に確認したうえ、基準を満たす
ものにしてください。衛生管理及び安全確保のため、必ずテントに
よる販売とし、火気使用業者については三方を横幕(防災素材)で
囲うとともに、テント内地面は防災シート又はブルーシートで覆っ
てください。テントの脚は砂袋等で固定してください。

机・椅子・電気等の貸出・設置を行いませんのでご準備ください。

※社名版(会社名または店名)も各自ご準備をお願い致します。

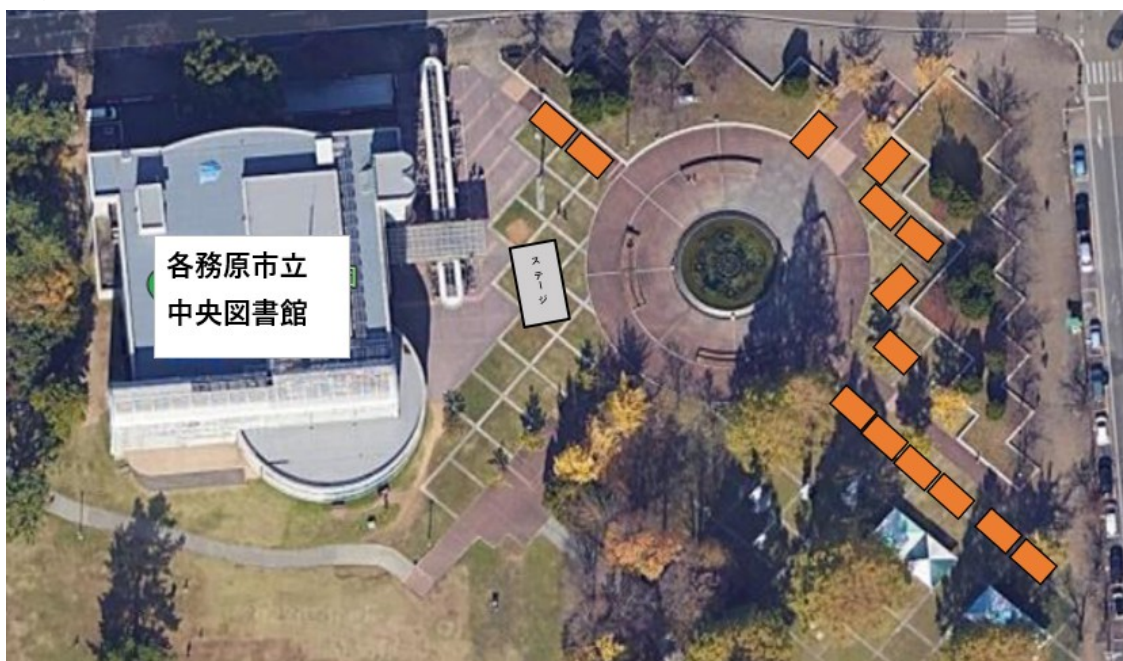
※搬入出・テント設営等の詳細時間は別途ご案内します。

○会 場 各務原市民公園
○主 催 各務原商工会議所

出店概要

○出店場所 各務原市民公園内

↓ テント配置イメージ図



- 出店料 5,000円 ※テント販売orキッチンカー販売のいずれも
- 使用可能スペース 間口5.4m×奥行3.6m
配置は事務局一任とさせていただきます
- 給水設備 水の提供はありませんので各自ご用意ください
(市民公園内等、公共施設の水道利用はできません)
- ゴミ 販売したもののごみは各店舗で回収・処分してください。
- 営業許可 臨時営業許可が必要な方は、各自で岐阜保健所(各務原市那加不動丘1-1)へご申請ください
- 出店条件 ①各務原商工会議所会員事業所であること
②テント等の設営・撤去が貴店でできること
③出店後に売上報告書を提出すること(報告書様式は別途お送りします)
- 募集店舗 15店舗程度

申込み

- 申込方法 申込関係書類を、商工会議所窓口もしくは各務原商工会議所HPよりダウンロードのうえ、締切日までにメール・郵送・FAXのいずれかの方法でお申込ください
※各務原商工会議所ホームページ (<https://www.cci-k.or.jp/>)
- 申込書類 ①出店申込書
②出店個票
③営業許可書(通年の営業許可書を持っている場合)
- 申込締切 令和7年5月16日(金)必着
※結果は5月末に商工会議所HPで出店者一覧を掲載いたします
- 選考基準 次の各号に掲げる事項を各務原商工会議所において審査し、適当と認められる方を優先的に選定します
①日常的に市内において奉仕活動をしている団体
②公共性・公益性が高い市内の法人または企業及びこれらに準ずる団体
③過去の市内イベントへの出店状況を考慮(出店ルールの遵守、他店舗との調和、出店・販売マナーなど)
④販売品目について、他店舗との重複過多などを考慮
※申込多数の場合は、上記の書類選考で選定された団体を除いて抽選します
※選考・抽選結果について内容照会などの事務局へのお問合せには一切お答えできません。ご理解とご了承のうえお申込みください

- 注意事項 以下の注意事項を遵守できる方のみ、出店の申込みをしてください
申込みをされた方は以下の注意事項を遵守するとみなします
- ・いかなるときも周囲への安全に十分注意すること。万が一来場者に怪我等をさせてしまった場合は、一切の責任を取り、速やかに事務局に報告すること。特に火器・燃料を使用する場合は、法令・使用手順を遵守すること
 - ・来場者及び出店者間で紛争等を起こさないこと
 - ・来場者に不安感又は嫌悪感を与えるような服装、言語及び態度をとらないこと
 - ・**販売終了時間を超えて販売しないこと**
 - ・営業を終わった後は清掃を行い、原状回復を確実に行うこと。ゴミを会場及び会場のゴミ集積場に捨てないこと
 - ・会場周辺の道路に違法駐車しないこと
 - ・店舗枠を申請名義人以外の方に権利譲渡や貸出しをしないこと。また、出店名義の「また貸し」をしないこと
 - ・出店者又は従事者は、「岐阜県暴力団排除条例」における暴力団及び暴力団員等ではないこと
 - ・出店現場に申込書に記載した代表者または担当者が常駐すること
 - ・保健所への申請どおりに出店し、許可書または申請書の写しを携帯すること。また、営業許可等は出展者の責任で必ず得ること
 - ・酒類等の販売は可。ただし、県の要請があった場合には販売禁止とする
 - ・汚損防止のため、テント内地面を防災シートまたはブルーシートで覆うこと
 - ・会場内には給排水場所はないため、水は各自持ち込み、固形物・油等が入った汚水は持ち帰ること
 - ・**店舗前に必ずごみ箱を設置して、販売して出たごみを回収し各店舗で処分すること**
 - ・搬入搬出は決められた時間に完了すること
 - ・事務局が指定した「出店場所」で販売を行うこと。小間のはみ出し及び強引な販売行為を行わないこと
 - ・その他各務原元気まつり本部の指示に従うこと

○申込先 各務原商工会議所
〒504-0912 各務原市那加桜町2-186
各務原商工会議所内 担当：高場・市橋
TEL：058-382-7101
FAX：058-371-0100
各務原商工会議所ホームページ <https://www.cci-k.or.jp/>